

令和6年度中小企業庁委託事業

下請かけこみ寺活用事例集

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

下請かけこみ寺本部

目 次

【ご利用にあたっての注意事項】.....	1
1. 価格交渉.....	2
2. 不当な給付内容の変更及びやり直し	3
3. 不当な経済上の利益の提供要請及び買いたたき	4
4. 不当な経済上の利益の提供要請	5
5. 有償支給原材料等の対価の早期決済及び支払遅延	6

【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等の下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成にあたっては、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考にしつつ、分かりやすく作成しました。
また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例と異なるものであることにご留意願います。
相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行は出来ませんが、債権回収や疑問点解決のための助言をさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

令和6年度下請かけこみ寺活用事例

1. 価格交渉

《相談内容》

A社(資本金500万円)は、自動車部品メーカー向けの部品加工をB社(資本金1億円)から請負っている。

近年、高騰した燃料費・労務費の価格転嫁を求め交渉を行っているが、書面で回答をもらえていない状態である。B社からの声掛けもない。

B社との価格交渉はどうしたら良いか。

なお、原材料費については、概ね、価格交渉はできたと思っている。

《下請かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引内容(製造委託)から下請法が適用される取引であると考えられる。

公正取引委員会が、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を出しており、発注者側からの定期的な協議の実施、受注者からの要請があれば協議のテーブルにつくこと等、また、受注者側は、根拠とする資料の作成、交渉記録の作成保管等を行うことが公表されていることを説明した。

また、令和6年3月15日公正取引委員会より、「協議を経ない取引価格の据置き等」が疑われる10者が公表されたことを説明し、次の2点を説明しながら価格交渉の場を設けるよう助言した。

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは「買ったたき」の禁止行為に当たる可能性が高いことを説明し、B社との価格交渉については、すべて口頭により行っていたということなので、書面をもって行うこと。

《留意点、考え方》

下請法では、買ったたきに該当するおそれがある行為として、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく従来どおりに取引価格を据え置くこと、また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へに回答することなく、従来どおり取引価格を据え置くことなどを挙げている。

2. 不当な給付内容の変更及びやり直し

《相談内容》

A社(資本金800万円)はプラスチック製品を製造している事業者。長年、B社(資本金2,000万円)から相手先仕様のプラスチック製品を受注していた。

令和6年1月に納品した(B社は受入検査を行っている。)製品が、8月に組み始めたところ、製品に不良があり、使用できないということで、全数返品してきた。

B社とは話し合いを行い、従来の製造方法・材料で変更していないと主張したが、A社の手落ちであるとの一方的な見解で、B社は受け入れられないと、やり直しをすることになった。再度、令和6年12月までに製造し納品した。

《下請かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引内容(製造委託)から下請法が適用される取引であると考えられる。

下請法では、やり直しの禁止とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

このようなやり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になる場合、あるいは、下請事業者が当初の委託内容にない追加的な作業が必要となる場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請法の禁止事項に抵触する可能性があるので、公正取引委員会に確認の上、B社へ下請法違反であるということで交渉したら如何かと助言を行った。

後日、「社長に報告し、検討したところ、公正取引委員会に申告することとした。」旨回答があった。

《留意点、考え方等》

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。(下請法第4条第2講第4号)

3. 不当な経済上の利益の提供要請及び買いたたき

《相談内容》

A社は資本金9,000万円の輸送用機械部品製造業

10年ほどの取引先であるB社(資本金5億円)から、3年前より、部品を納品する際には、使用した原材料について、成分分析を行い、その分析表も提出するよう指示があった。

更に、半年ほど前に、分析データをB社のパソコンを使用して入力するよう指示された。

そのため、毎週1度以上B社に出向き入力作業を数時間かけて行っている。

成分分析表を提出するよう指示された際、費用負担をお願いしたが無視され、また、入力作業費用の支払いもなく、単価の値上げは何度も申し入れしているが3年前のままである。

《下請かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引内容(製造委託)から下請法が適用される取引であると考えられる。取引先であるB社は、製造委託しているA社に対し、委託した取引とは関係の無い原材料の成分分析、分析データのB社パソコンへの入力作業を費用負担せずに行わせることは下請法の「不当な経済上の利益の提供要請」にあたり禁止事項になっている、また、下請事業者からの単価見直し要望等について、①価格交渉の場を設けることなく、②価格転嫁をしない理由を書面やメールで回答しないことは、「買いたたき」の禁止に該当する可能性が高く、下請法違反となるおそれがある旨説明し、相手には下請法違反とならないよう交渉に応じるよう要請することを助言した。

《留意点、考え方等》

公正取引委員会は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を定め、下請法違反行為の未然防止等のために、下請法の解釈・考え方を明らかにしている。令和5年11月29日に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日に下請法運用基準の改正をした。

4. 不当な経済上の利益の提供要請

《相談内容》

A 社(資本金 1,000 万円)は、通信インフラ事業者である B 社(資本金4億円)から委託され、B 社が請負ったユーザー向けのインターネット関連のヘルプデスクで顧客対応を行っている。

B 社との契約書には、ヘルプデスクの 1 次受付はA社が担当し、1 次受付以外は、B社が行うことになっているが、実態は、A 社が全ての業務を行うよう強要されている。

《下請かけこみ寺のアドバイス内容》

資本金区分及び取引内容(役務提供委託)から下請法が適用される取引と認められる。

B 社に対して、契約内容と乖離した実態に関して、下請法違反の可能性があるもので、契約書の定めどおりの業務内容とするよう交渉する。

業務内容が改善されない場合は、行政機関への申告を検討してはどうかと助言した。

《留意点、考え方等》

B 社が A 社に対して、無償での作業を行わせることにより、A社の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。(下請法第4条第2項第3号)

5. 有償支給原材料等の対価の早期決済及び支払遅延

《相談内容》

B 社(資本金 4,000 万円)は衣料品卸と縫製加工を営む事業者。A 社(資本金 1,000 万円)は、原材料を B 社から有償支給され、縫製加工を請負っている。

有償支給原材料の決済条件は、縫製加工品代金との相殺となっている。どちらも月末日締め・翌月 20 日支払いの同時決済であるが、縫製加工品代金の請求書の提出は翌月以降にするよう指示されている。

《下請かけこみ寺のアドバイス内容》

取引当事者の資本金区分と取引内容(製造委託)から下請法が適用される取引であると考えられる。

そこで、公正取引委員会のホームページを案内し、「ポイント解説下請法(パンフレット: 下記 URL より)」をパソコンで参照し下請法の説明を行った。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

B 社に対しては、縫製加工の代金を有償支給原材料費の決済後に支払うことは、下請法に違反していることを説明して、改善を求める。

また、縫製加工品の代金を請求書払いで行っている場合は、給付の受領後60日を超える支払遅延が発生している可能性がある。面談で発注書・納品書・請求書・支払いまでの書類を確認させていただきながらアドバイスを行いたい。

改善が見られない場合は、公正取引委員会に申告することも検討する必要がある。

《留意点、考え方等》

A 社の給付に必要な原材料を有償で B 社から購入させた場合に、A 社の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の全部または一部の対価を支払わせ、また、下請代金から控除することにより、A 社の利益を不当に害すると下請法違反となる。(下請法第4条第2項第1号)

B 社は、給付の受領日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定め、その定めた支払期日に下請代金を支払わない場合は下請法違反となる。(下請法第4条1項第2号)